

CEART 勧告に従って文科省に質問し、なかもユニオンからセアートへの追加レポートに私の事例をくわえて提出する準備を進めています。

奥野泰孝(新・叫ぶ石)

◆「国歌起立斉唱」にも表れている「愛国心の強制」は人権侵害です。人間としてそれと闘う責任があると思います。「教員」にとって、その専門性の面からも、その強制は教育を破壊するものだと発言を続けていくつもりです。司法判断も問うていきたいです。

これまでも教員として生徒たちに語ってきたことの責任を負うという専門性の遂行のために、「君が代」不起立をしてきたのですが、肢体不自由等の障がいを持つ生徒を守り支援するために必要な「不起立」をも処分するという府教委、それを追認する日本の司法の「暴力」を広く世に知ってもらうために活動を続けます。

支援学校の教員の「専門性」が裁判の重要な争点になると思ったのですが、「教育」裁判にならず、「公務員が職務命令に従わなかったら処分」という結論が先にある裁判だったと思います。

◆文科省は「教員は、生徒に発作等が起こった時に管理職にうかがって「起立斉唱」の職務命令が解除されてから、その生徒の支援のために起立斉唱をやめることができる」と説明し、「発作が起きないように横に座っている」という専門性から来る教員の判断が間違っているのかどうかの判断を示してくれていません。この点を詰めたいと思います。

◆管理職は「養護教諭に報告したか」「主治医」と話したか」と聞き、あたかも私が勝手な判断をしたかのような印象を法廷で与えました。教育現場では専門性の優位は養護教諭や主治医より担

任と思います。その専門性を軽視した司法判断だったと思います。学校で起きるてんかん発作をどうとらえるか。日頃から養護教諭や主治医とは考えや情報を共有しています。卒業式という非日常で立てない生徒の心理状況はどうであって、体調にどう影響するか、いつも観察している担任が判断すべきことです。「教育を優先するなら仕方ない発作もある」という認識を主治医と共有していたのです。

◆また、国際自由権規約委員会にも次の点でレポートを提出できないかと考えています。

一つは、障がいのある生徒の主体的行事参加を考えて担任がとった「合理的配慮」を無視し、「職務命令違反」とする大阪教育委員会の事です。もう一つは、府教委の主張や裁判判決の意図を読み解くと、「生徒への合理的配慮と言っているが、結局自分が立ちたくないからだ」と落とし込んでいるようですが、それは、私の信仰と思想・良心が、処分に値すると言っている事でもあるということです。

◆「君が代強制反対キリスト者のつどい大阪」実行委員会は9月25日18時半から「国旗損壊罪」反対の集会を大阪の東梅田教会でします。講師は、袴田康裕牧師(日本キリスト改革派神港教会)です。また、国旗損壊罪を作る動きの中で、「罰則を設けない」との意見もあるが、「国旗国歌法」の時も罰則なしと言いながら結局大量の処分者が出た。そういった「君が代」強制の経過からの報告もします。キリスト者だけの集まりではなく多くの方に来ていただきたく思います。